

## 貯蓄預金「スーパー貯蓄」

(2015年3月9日現在)

商品名 (愛称)	・貯蓄預金 「スーパー貯蓄」	
販売対象	・個人	
期間	・期間の定めはございません。	
預入	預入方法	・随時預入できます。
	預入金額	・1円以上
	預入単位	・1円単位
払戻方法	・随時払戻しできます。	
利息	適用利率	・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・金額階層別金利設定（20万円未満、20万円以上100万円未満、100万円以上300万円未満、300万円以上）の利率を適用します。
	支払方法	・年2回 2月、8月の第3土曜日に利息計算し、翌日に口座へ入金致します。
	計算方法	・1年を365日とする日割計算 毎日の最終残高の1円以上について付利単位を1円として利息を計算します。
税金	・お利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（ただしマル優をご利用の場合は除きます。） ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。	
手数料	・キャッシュカードでの自動機利用によるお支払い等の場合には、手数料一覧表に定める手数料をいただきます。	
付加できる 特約事項	・マル優の取扱いができます。	
金利情報の 入手方法	・金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。	

<p>苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話 0120-131-811）にお申出ください。</li> <li>・ 紛争解決措置：東京弁護士会（電話 03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話 03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話 03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話 03-3517-5825）にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</li> </ul> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取はできません。</li> <li>・ 「総合口座」の取扱はできません。</li> <li>・ キャッシュカードにより当金庫の本支店はもとより、全国の提携金融機関、郵便局および㈱セブン銀行の自動機（ATM）にてお支払いができます。</li> <li>・ キャッシュカードでのご入金、郵便局は平日のみ、当金庫の本支店・提携信用金庫では土曜日、日曜日、祭日もご利用できます。</li> <li>・ 口座開設店以外の当金庫の本支店でも預入れ払出しができます。</li> <li>・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）</li> </ul>